

公 募 の 概 要

中標津空港整備事業滑走路改良工事について、次のとおり公募型指名競争入札(以下「入札」という。)を行いますので、入札参加希望者を次により公募します。

平成19年3月23日

北海道釧路支庁長

- 1 工 事 名 中標津空港整備事業滑走路改良工事
- 2 工事場所 中標津町
- 3 工 期 契約締結日の翌日から平成19年12月20日まで
- 4 工事概要 別紙のとおり
- 5 分別解体等の実施の義務付け

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等の実施が義務付けられた工事であること。

本工事は契約締結後に施工方法等の提案を受けるV E方式の試行工事である。

6 応募者に必要な主な要件

入札参加希望者は、特定建設工事共同企業体であって、主な要件は次のとおりとする。

ア 北海道における舗装工事の競争入札参加資格がA等級に格付されていること。(競争入札参加資格は、平成19年度分の資格を有すること)。

イ 共同企業体及びその構成員は、入札執行の日までの間に、北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。

ウ 共同企業体の構成員は、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。

エ 共同企業体の構成員は、建設業法(昭和24年法律第100号)第17条に規定する特定建設業者であり、かつ、北海道内に営業所(「営業所」とは、建設業許可申請書別表の「主たる営業所」または「その他の営業所」の欄に記載されているものをいう。)を有し、1社以上が釧路・根室支庁管内に営業所を有すること。また、構成員全社がアスファルトフィニッシャーを保有する者であること。

オ 共同企業体の構成員は、過去10年間(平成9年度以降)に、本工事と同種で、かつ、おおむね同規模と認められる工事を元請として施工した実績を、2社JVについては全社、3社JVについては2社以上が有する者であること。

カ 共同企業体の構成員は、監理技術者又は主任技術者の資格を有する者を工事に専任で配置できること。

キ 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。

ク 1社以上が、舗装施工管理技術者を専任で配置できること。

ケ 構成員の数は、2社又は3社であること。

コ 各構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上であること。

サ 本工事の入札に参加する特定建設工事共同企業体の構成員は、他の特定建設工事共同企業体の構成員として参加する者でないこと。

シ 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係のある者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)(公募内容説明書参照)

7 公募内容説明書等の配布期間等

公募内容説明書及び公募型指名競争入札参加申請用紙は次のとおり配布する。

(1) 配布期間 平成19年3月23日(金)から平成19年4月2日(月)まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)毎日午前9時から午後5時まで。ただし、インターネットによる場合は、平成19年3月23日(金)から平成19年4月2日(月)まで(日曜日、土曜日及び休日を含む。)とする。

(2) 配布場所 釧路市双葉町6番10号 北海道釧路土木現業所企画総務部工事契約課。

また、インターネットによる場合は、次のとおりとする。ただし、インターネットによる配布を行うことができない書類については配布場所で直接配布を行うものとする。

公募内容説明書は各発注機関で配布を行う。

公募型指名競争入札参加申請書は申請書ダウンロードセンターで配布を行う。

北海道のホームページの中の「入札契約総合管理システム」は各発注機関及び申請書ダウンロードセンターにリンクしています。

入札契約総合管理システムのアドレス

<http://www2.hoctec.or.jp/bidp/main/index.html>

(3) 配布方法 直接又はインターネットにより行うこととし、送付又はファクシミリでは行わない。

(4) 費用 無料とする。

8 入札参加申請書等の提出期間等

入札参加希望者は、公募型指名競争入札参加申請書に関係書類を添付して提出しなければならない。

(1) 提出期間 平成19年3月23日(金)から平成19年4月2日(月)まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)毎日午前9時から午後5時まで

(2) 提出場所 釧路市双葉町6番10号 北海道釧路土木現業所企画総務部工事契約課。

(3) 提出方法 持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

9 その他

(1) 詳細は公募内容説明書による。

(2) 契約締結後の技術提案

契約締結後、請負人は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。

詳細は特配仕様書等による。

(3) その他入札に関し不明な点は、北海道釧路土木現業所企画総務部工事契約課主査(電話 0154-23-9122)に照会すること。